

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和6年3月18日（月）

午前10時開会、午後0時2分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

①議案第30号 令和6年度土浦市国民健康保険特別会計予算

②議案第31号 令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算

③議案第32号 令和6年度土浦市介護保険特別会計予算

④議案第41号 令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

⑤議案第42号 令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

⑥議案第43号 令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）

(2) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 矢口 勝雄

副委員長 田中 義法

委 員 吉田 千鶴子

委 員 勝田 達也

委 員 福田 勝夫

委 員 平岡 房子

委 員 根本 法子

欠席委員（1名）

委 員 鈴木 一彦

説明のため出席した者（3名）

保健福祉部長	羽生 元幸
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。なお、本日鈴木委員は御欠席の連絡をいただいております。それでは、委員の皆さんにお願いです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたい旨を言ってください。では、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。サイドブックスは、本会議、令和6年、第1回定例会、事前配布資料、議案第27号～32号、令和6年度土浦市予算書を御準備ください。議案第30号、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 本日はよろしくお願ひいたします。議案第30号、令和6年度国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。ページは240ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ136億8,546万2,000円で、対前年度比では6億287万9,000円、4.2%の減となっております。減額の主な要因につきましては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減額によるものでございます。国保の加入状況につきましては、令和6年1月末現在で被保険者数は2万7,740人、前年同月比で1,226人、4.2%の減となっております。つづきまして、244ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。検診委託料につきましては、健診後に実施する特定保健指導が一定期間を要し、年度を超える場合があることから、期間と限度額を設定するものでございます。次のジェネリック医薬品利用差額通知事業委託料につきましては、通知後のレセプトデータによる

効果測定が年度を超える場合があるため、期間と限度額を設定するものでございます。248ページをお願いいたします。それでは、歳入から説明させていただきますので、248ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は歳入予算額の20.6%を占めるもので、税率の改正などにより前年度との比較では2億8,280万円、11.2%の増となっております。1項、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税に区分されておまして、更にそれぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三つの区分の現年課税分と滞納繰越分に分けられております。250ページをお願いいたします。3款使用料及び手数料、1項、1目督促手数料は、国保税納付に係る督促手数料です。なお、督促手数料につきましては令和4年度から廃止となっておりますので、歳入は過年度分を見込んでおります。251ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項、1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補填するために交付されるものでございます。252ページをお願いいたします。5款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払に必要な費用が県から交付されるものでございます。2節特別交付金のうち、説明欄1項目の保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対して点数に応じた支援金が交付されるものでございます。説明欄2項目の特別調整交付金は、市町村の特別な事情等、例えば20歳未満の被保険者数が多いことによる財政影響があることなどを考慮して交付されるものでございます。説明欄3項目の県繰入金2号分は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や、その他知事が認めたものによる額等を勘案した算定額が交付されるものでございます。説明欄4項目の特定健診等負担金は、特定健康診査の実施に対して国と県がそれぞれ3分の1相当額を負担するものでございます。254ページをお願いいたします。7款繰入金、1目一般会計繰入金でございます。前年度との比較では8.2%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、令和6年度から税率改正による国民健康保険税の調定額の増加に伴い、軽減制度による軽減額が増加するため、その補填である1節保険基盤安定繰入金、3節保険基盤安定繰入金、未就学児均等割軽減分が増加するものでございます。1節保険基盤安定繰入金から6節財政安定化支援事業繰入金及び8節産前産後保険料繰入金は、国が定める一般会計からの法定分の繰入れでございます。1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減、7割、5割、2割の軽減分を県が4分の3、市が4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。2節保険基盤安定繰入金、保険支援分は、低所得者が多い保険者に対する支援分として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の

負担金を繰り入れるものでございます。3節保険基盤安定繰入金、未就学児均等割軽減分は、未就学児の均等割5割軽減分として国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。4節職員給与費等繰入金は、国保特別会計で負担している人件費等の事務経費相当分の額に対する繰入金でございます。5節出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金支給額の市負担分3分の2相当額を繰り入れるものでございます。6節財政安定化支援事業繰入金は、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど保険者の責めに帰すことができない事情に対する繰入れで、財源は国から交付税措置されるものでございます。7節その他一般会計繰入金につきましては、財源不足等を補填するために法定外分として計上している繰入金でございます。なお、令和6年度は国、県が推進している赤字削減解消の方針に基づき決算補填目的に当たらない経費のみの繰入れとし、前年度と同額の1億円となっております。主にマル福の波及分及び保健事業分としての財源としております。つづきまして、2項、1目、1節財政調整基金繰入金につきましては、財源不足を調整するものでございます。256ページをお願いいたします。一番下段の表ですが、9款諸収入、3項、1目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納する賠償金でございます。なお、説明欄につきましては、令和6年度中に結審した場合の見込み額でございます。以上が歳入予算でございます。つづきまして、257ページをお願いいたします。歳出予算について御説明いたします。1款総務費、1項、1目一般管理費は職員人件費のほか一般管理事業の会計年度任用職員1名分の人件費、国保事務執行に係る一般事務経費で、前年度との比較では2.7%の増となっております。一般管理事業の主なものとしたしましては、11節役務費、手数料は県国保連合会へのレセプト管理システム手数料及び交通事故等における第三者求償事務の取扱手数料でございます。12節委託料、弁護士委託料は、交通事故による第三者の不法行為に係る保険給付の訴訟のため、市が顧問弁護士に委託する第三者行為訴訟代理人委託料でございます。258ページをお願いいたします。2目賦課徴収費は会計年度任用職員4名分の人件費のほか事務経費で、前年度との比較では0.5%の減となっております。主なものとしたしましては、11節役務費の通信運搬費は国保税納税通知書及び保険証の郵便料、マイナンバーカードの保険証利用の初期設定支援用端末の通信料でございます。手数料は、ペイジー口座振替サービスに係る手数料や金融機関への照会手数料、国保加入者の資格給付管理の共同電算処理の国保連合会への手数料でございます。12節委託料の電算委託料は、国保加入者の資格給付管理の共同電算処理や被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。なお、令和5年度までは国保連合会への委託料として計上していたものを令和6年度より手数料といたしております。つづき

まして、賦課徴収事業の12節委託料は、出産に係る産前産後期間の保険税減免措置に関する報告をするための国保ラインシステム改修に係る電算委託料でございます。260ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、国保特別会計の歳出予算額の68.3%を占めており、前年度との比較では0.8%の減となっております。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の診療や入院時などの給付費分でございます。3目一般被保険者療養費は、各被保険者における保険適用となった柔道整復施術費やコルセット代などの給付費分でございます。5目審査支払手数料は、県国保連合会において行う診療報酬明細書の審査とレセプト電算処理の手数料でございます。261ページをお願いいたします。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、1か月間の医療費の自己負担額が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費は医療と介護保険サービスのいずれも利用する場合の負担を軽減する制度で、1年間の医療費と介護料の負担合計額が高額となった場合に、限度額を超えた分が支給されるものでございます。262ページをお願いいたします。262ページの下段、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は被保険者が出産した際に50万円を限度として支給するもので、支給額の増額により前年度との比較では16.7%の減となっております。5項葬祭諸費、1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬儀を執り行った方に葬祭費用として5万円を給付するものでございます。263ページをお願いいたします。6項傷病手当諸費、1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者が療養のため労務に服することができない時に療養中の生活保障として支給するものでございます。既に適用期間を過ぎてしまっておりますが、時効までに申請する可能性があるため、予算計上をさせていただきます。264ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとに算出した額を国民健康保険事業費納付金として県に支払うものでございます。1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分かれており、合計で39億9,813万2,000円、前年度比7,271万5,000円、1.8%の減となっております。266ページをお願いいたします。4款保健事業費、1項、1目特定健診等事業費は、保険者に義務付けられた特定健康診査事業において生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、前年度の比較では8.3%の増となっております。説明欄1項目の特定健康診査等事業の主なものといたしまして、12節委託料につきましては、県総合健診協会、医療機関等に対する特定健診及び特定保健指導の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック、受診者の特定健診基本項目分に対する補助金で補助でございます。なお、受診者1人分の費用

に対して特定健診基本項目分が国、県補助の対象となることから、特定健診分のドック受診実績が確定できるよう、267ページの2項、2目疾病予防費の市単分、疾病予防事業の人間ドック、脳ドック検診補助金と分けて計上しております。説明欄3項目の特定健康診査に係るかかりつけ医からの情報提供事業につきましては、治療の一環として行った特定健康診査の項目について医療機関から検査データの提供をいただくものでございます。2項、2目疾病予防費の説明欄1項目の疾病予防事業は、市単分の生活習慣病検診人間ドック、脳ドック検診の補助金でございます。説明欄2項目の医療費適正化特別対策事業は、診療報酬明細書の点検に係る会計年度任用職員4名分の人件費のほか事務費、事務経費でございます。説明欄3項目目のジェネリック医薬品利用差額通知事業は、ジェネリック医薬品利用差額通知に係る委託料でございます。269ページをお願いいたします。6款諸支出金、1項、1目一般被保険者保険税還付金は、一般被保険者の国保税の過年度分の過誤納付金でございます。270ページをお願いいたします。7款予備費は、前年度と同額の計上でございます。

○矢口委員長 説明ありがとうございました。御質問等ありますでしょうか。

○福田委員 254ページ、ここの7款、2項です。財政調整基金の繰入れと書いてあるのですが、これは特別会計のことなのか、それとも財政調整基金そのもののことなのか。

○武井国保年金課長 先日も少しお話しましたが、こちらは国保特別会計における財政調整基金の繰入れということで、来年度は2億7,800万を計上しているものでございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

○勝田委員 基本的なことで申し訳ございません。267ページの生活習慣病検診補助金や人間ドック補助金、脳ドックの補助金が計上されていると思います。例えばこの脳ドックは割と値段が元々高いと思いますが、その補助率などそういうのはもう決まっているのですか。

○武井国保年金課長 通常の普通の人間ドックですと1人当たり2万円、脳ドックに関しましては1人当たり2万7,000円を上限としています。

○勝田委員 補助してその値段になっているということですよ。

○武井国保年金課長 金額は通常の人間ドックの検診代から2万円を補助すると。脳ドックの場合、2万7,000円を補助するというので、それを差し引いた分は自己負担になります。

○勝田委員 聞いたかったのは、補助していますが、その金額というのは例えば何かで決まっていて、例えば市町村によって色付けしてもっと出すなどそういった制度な

のですか。それとも、もうこれは補助率がぴたっと決まっていて、それでやってくださいねということなののでしょうか。

○武井国保年金課長 実際の補助する額というのは市町村によっても異なりまして、後期高齢者で人間ドックの補助をしていない自治体も実際にございますので、市町村によってその補助の額は変わっております。

○勝田委員 この補助率というのは何と比較するかとあるのですが、近隣自治体と比べると、今していないところもありますよということだったと思うのですが、その辺りというのはどうなののでしょうか。

○武井国保年金課長 県内の他市町村の補助額の一覧等がございますので、後程配布させていただきます。

○矢口委員長 資料のほうはよろしくお願ひいたします。ほかにございますでしょうか。

○吉田(千)委員 ただ今の下の所、ジェネリック医薬品の利用差額通知事業、基本的なことになるのですが、この事業はどういった内容になっているのか。もうちょっと詳しく教えていただければ有り難いのですが。

○羽生保健福祉部長 ジェネリック医薬品の差額通知書ということで、元々ジェネリック医薬品が出回った時に、まだまだジェネリック医薬品は使いたくないよという方、今はほぼ8割以上がジェネリックを使っているのですが、まだそれが浸透していなかった時、6割や5割だった時に、あなたがこれだけジェネリック医薬品を使えばこれだけ下がります。支払う医療費も下がりますよと。窓口で薬局に今2,000円払っているところを1,000円で済みますよ。1,000円安くなりますよという数値を個別に出しています。ジェネリック医薬品を使っていない方を抽出しまして、まだジェネリックを使いたくないという方もいらっしゃいますので、その辺を国保として抑えるためにレセプトから抽出しまして、これだけ安くなるのですからジェネリックを使ってくださいと。そういった数値を業者に作成させる委託料になっているものがございます。

○吉田(千)委員 そうしますと、業者は相手を特定されるわけですね。使っていないという方。その方にそういった御案内をきちっと出していただけるという理解でよろしかったですか。

○武井国保年金課長 そうです。そういった通知をしまして、お知らせしている状況ですので、引き続き事業は継続して行っていきたいと思っております。

○吉田(千)委員 これだけ医療費がとても高い中で、少しでもそこを抑えるという意味でも大事なところだなと思うのですが、まだまだジェネリックでは効かないのではないかという、どうもそういった考え方がどこか根強く残っているというのも事実

なので。私ももう大分前からジェネリックということは言っていたので、自分でも使っています。しっかりとまた使っていただける方向ということで、大分進んできたということは理解しましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと存じます。

○矢口委員長 私もこのジェネリックについてお伺ひしたかったのですが、令和7年度にかけての債務負担行為が設定されていますが、この事業は令和6年、令和7年だけやるというわけではないですか。

○武井国保年金課長 そういうわけではございませんで、債務負担行為というのはレセプトのほうがか月くらい遅れてきますので、そういったことで債務負担行為をしているような状況でございます。

○吉田(千)委員 252ページの県補助金の中の保険者努力支援分は努力したことに対する補助金が出るという理解かなと思っているのですが、これは何を基にどのように算定されて、こういった数字が出てくるのか。もし分かれば、教えていただきたいと思ひました。本当に皆さんが努力していることの数字の表れなのかなというふうに思っているのですが。

○武井国保年金課長 保険努力支援分ということですが、先ほども少しお話をさせていただきましたが、実際に保険者において、例えば滞納している部分を収納する、そういった収納分の効率は図っている、ほかには、医療費適正化に努めるために保険事業等をやっているなど結構実際に国のほうで定められている点数がございまして、そういった部分で評価されたものに対して交付金が出るというものでございます。

○羽生保健福祉部長 今言いましたように、保険制度が県が保険者になった時に県としても市町村でもっとがんばってもらわなくてはならないよということで、この保険者努力支援制度が平成30年から入ったところでございます。その際に当然、土浦は徴収率がどうしても低いという部分で、徴収率のところではポイントを実は稼げていません。ただ、今まで例えば90%だったのが92%に次の年になれば、そこでまたポイントが稼げるのですが、一度92%になってしまうと、そこから93、94と上げるのはなかなか厳しいので、その部分のポイントはちょっと稼げていないというのが現状ですが、今言っていましたように健康支援事業をどれだけやるか、保健事業をどれだけやるかということで、それを受ける人の率によって細かく点数化されておりまして、今年土浦としてはこの部分がんばろうというようなことをやって、点数を稼いで、なるべく努力支援分をもらいたいということで、少し絞りながら、全てにお金を掛けても全然点数が上がらないので、どこかに注力して今年はこの部分やって稼ぎたいなということで努力者支援分をもらいたいと言う話でございます。一方で、議案質疑の時でも私のほうで答えたかもしれないのですが、法定外の繰入れなどをしてしまうと、この保険者努力支援分などがもらえなくなってしまうたり、マイナ

スでペナルティが来るという部分がありますので、そういったものをきちんともらえるように、うちのほうでもその辺りの予算化をしてがんばっていきたいと思います。この辺りがペナルティで、これがなくなってしまうと、5,000万でも大きいという状況でございます。

○吉田(千)委員 大変努力の賜物だということを改めて、本当に何に特化してやるかによって、もうある程度うちはがんばってきているので、その先に行くというのは本当に厳しいんだなということを。しかしながら、そこからまた知恵を絞って特化をしながらがんばっていただいているという皆様の努力に対して改めてありがとうございます。

○刈山高齢福祉課長 今回の関係で努力者支援金は介護保険にもございまして、同じような項目で点数でやっているところでございます。ただ、こちらの点数が毎年度項目が違ってくることがございます。地域によって国の予算の範囲の中でやりますので、点数が上がっても金額が増えないという状況がございますので、その辺りを一生懸命がんばったのですが、点数が上がったのですが、どこも努力しているのに、金額が上がっていませんよという状況も出てきますので、そういうことを御理解いただければと思ひまして、口を挟んでしまい申し訳ございません。

○勝田委員 疾病予防が非常に大事だと私も考えておりまして、生活習慣病の検診や人間ドックなど先ほど聞いた受診率や受診者数の変化のようなものはどこかに入っていますか。もし入っていなければ後で結構なので、資料をいただくと有り難いと思います。

○武井国保年金課長 データヘルス計画のほうで様々な検診の率は載っておりますので、後で同じように受診率の資料を配布させていただくことも可能です。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をしたいと思います。議案第30号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

○福田委員 関係者の皆さんが大変努力されているのですが、この議案については反対をいたします。

○矢口委員長 この後の意見に盛り込みたいので、反対する意見を具体的に言っていただいたほうがよろしいかと思ひます。

○福田委員 いろいろ努力をされているのですが、本当に生活困窮者、低所得、ここは本当に何とか取り残さない、行政として応援して欲しいと思ひます。そういう点からです。

○矢口委員長 それでは、お一人から異議があったということで、改めて挙手による採決とさせていただきます。議案30号に原案どおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(5名挙手(田中副委員長、吉田(千)委員、勝田委員、平岡委員、根本委員))

○矢口委員長 ありがとうございます。つぎに、反対の方は挙手を願います。

(1名挙手(福田委員))

○矢口委員長 賛成5人、反対1人のため、賛成多数であります。よって、この議案第30号は、原案どおり決しました。改めまして先ほどの御説明で、担当部署ではやれることを精一杯やっていたらというの、この委員会でも十分に理解しておりますし、一方で国全体としてのこの社会保障制度、かなりきつところに来ているというの、十分理解しているので、改めて私たち一人一人の委員もそれぞれのルートを使って国への働きかけも是非お願いしたいと思います。それでは、つぎに、議案第31号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案31号、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。276ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ26億3,751万9,000円で、対前年度比では3億4,335万7,000円、15%の増となっております。増額の主な要因は被保険者数の増加によるもので、被保険者数は令和6年1月末現在で2万3,143人、前年の同月末との比較では844人、3.8%の増となっている状況でございます。歳入から説明させていただきますので、282ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と納付書により納付していただく普通徴収に分かれており、対前年度比で16.1%の増となっております。なお、保険料率は2年ごとに見直しとなっております、令和6年度に改定の予定となっております。こちらの税率に関しましては、後期高齢者広域連合のほうでの改定ということになっております。つづきまして、284ページをお願いいたします。3款繰入金、1項、1目事務費繰入金は、職員5名分の人件費や電算処理業務委託料等の事務経費に対する一般会計からの繰入れで、前年度との比較では7.6%の増となっております。2目保険基盤安定繰入金は保険料軽減分を公費で負担するための繰入れで、県が4分の3、市が4分の1の繰入れで、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるもので、前年度との比較では9.1%の増となっております。3目保健事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、脳ドック受診に係る経費や令和6年度から新規で実施します高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託金分を一般会計から繰り入れる

もので、前年度との比較では244.6%の増となっております。以上が歳入予算でございます。つづきまして、287ページをお願いいたします。歳出予算について御説明いたします。1款総務費、1項、1目一般管理費は職員人件費のほか後期高齢者医療事業の事務執行に係る事務経費で、前年度との比較では18.4%の増となっております。288ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金は被保険者が納付した保険料等を県広域連合へ納付するもので、前年度との比較では14.9%の増となっております。289ページをお願いいたします。3款保健事業費、1項、1目健康診査費は広域連合からの受託により実施する被保険者の健康診査を行うための経費で、前年度との比較では18.1%の増となっております。2目疾病予防費は疾病予防事業と令和6年度新規事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業があり、前年度との比較では21.2%の増となっております。291ページをお願いいたします。5款予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 2目疾病予防費のうちの高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の中のハイリスクアプローチ委託料、この内容について教えていただければと思います。

○武井国保年金課長 こちらの委託料ですが、実際に高齢者の方でこれからいろいろな疾病にかかりそうな方に対して各地区といたしますか、まず来年度は1地区を選定し、その1地区に対して委託している保健師が伺い、その方の病気や保健関係の指導、栄養指導などを行ってもらおうものでございます。

○羽生保健福祉部長 通常病院にかかっている人はお医者さんに指導を受けて薬をもらっているのですが、これは逆に病院にあまりかかってない方を検診の結果で見て、数値が健康診断である程度出てくるのですが、その後病院に行っていないだろうという方が結構いらっしゃいます。私は血压高い側だからいいや、別にこんなの当たり前だという方がどうしても多くてその先に進んでない。そういった方をこちらから抽出して委託業者のほうで保健指導に行ってもらおうというような事業を来年度から始めようと思っております、その辺りをハイリスクアプローチということで積極的にこちらから働き掛けていく部分、あとはこれと併せて、この事業の一環で市のほうでもそういった講習会ではないですが、保健師の市の検診もそういった形でやっている健康相談事業、その辺りに来てもらうような形。こういうことをやっていますよ、是非来てくださいねというような、こちらからの働き掛けもしていくのを来年度やってみたいなということで始めさせていただきました。ですから、病院に行かない方、自分は健康だと自信を持っている方が突然倒れる、実はすごい血糖値も高いんだよ、

診断で受けているのに、いやこんなはずと私はこの状態だからというのを防ぎたいなということで、この事業をやってみよう。いきなり全地区始めるのは難しいので、モデル地区というのがありますが、全地区にそういったことを広げられればということで始めようとする事業でございます。

○吉田(千)委員 狭い範囲でよく見て、そこにアプローチしていくという方向でよろしかったですか。

○羽生保健福祉部長 健康診査をやっていない人も探したいなというのがありますが、そこはどこまでいけるかというのはあるのですが、そういったことをいかにして医療費を抑えるかというのが市町村保険者としての使命になっていますので。後期高齢のほうは税率などを決めるのは広域連合が決めて、市町村は決められた税を徴収して、徴収したものを広域連合に納めるというのは後期高齢の特別会計の仕組みなのですが、その中で保健事業だけは広域連合のほうから委託を受けて市町村で実施しなければならないものですから、そこをいかに先ほどの人間ドック、脳ドックしかこれまでやっていなかった部分もありますので、それをいかに広げていくかというのが課題になっていますので、こういったことから進めていければと考えている事業でございます。

○吉田(千)委員 なかなか大変なところを手探りなところもあるのかなというふうに理解をいたしました。大変お世話になりますけれども、よろしく願い申し上げます。

○福田委員 土浦市として自主的にいろいろやっていただいて、本当に大変だと思うのですが、自主的な支援、要するに行政が手を打つ場合、県のほうからペナルティがあるという話、この辺りはどういうことなのでしょうか。

○武井国保年金課長 先ほどのペナルティの部分というお話ですね。それは赤字補填として一般会計から繰り入れた場合には、その部分はペナルティがあるということです。これは国のほうで一応定めている部分ですから、一応赤字補填はしないということでございます。でないと、先ほどの努力者支援分で交付金が減らされる要因でもございますので。

○矢口委員長 これは国保と同じような。

○羽生保健福祉部長 違います。今の説明は国保の説明をいただいたので、先ほどの議案が違う部分になります。

○矢口委員長 後期高齢者をやっているのですが、ちょっとそのところを区別して質問していただいてもよろしいですか。私から一点。今回この予算総額全体がプラス15%と申しますか、高い伸びを示したのは先ほどの国保と逆で、対象者がどんどん増えているというところが一番大きな要因だと理解しているのですが、対象者そのものの伸びというのはどのぐらいか分かりますか。

○武井国保年金課長 先ほど冒頭でお話しましたがけれども、同じ令和6年の1月末と前年の1月末との比較で大体おおむね3.8%ということですので、大体1年で4%から5%かなという伸び率になっております。特にこれから2025年も団塊の世代の終わり頃になるのですが、大体そのぐらいの伸びで推移していくと思います。

○矢口委員長 今回全体を見ていて完全にぱっと分かっていないのですが、一番伸びが大きかった要因の部分はどこでしょうか。人員の伸びは3%台に対して15%予算総額が増えているというところの部分ですが。

○武井国保年金課長 後期高齢者のほうで保険事業の部分が一番割合的には大きいかと思うのですが、医療機関へ掛かると当然数が増えますので、それに伴って医療費が上がっているという部分かと思います。

○矢口委員長 要は1人当たりの医療費も上がっているということですね。承知しました。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、ここで採決をしたいと思います。議案第31号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○矢口委員長 それでは、反対をされた福田委員から意見をいただきたいと思います。

○福田委員 反対をするのは大変なことなのですが、本当に行政の執行部の皆さんの努力は本当に私もよく分かります。ただ、年金生活者、年金というのは様々複雑ですけれども、年金がほとんど今は上がっていませんね。そういう中で個人の負担、高齢者ほど生活が緩くない、きついですから、そういう点からいってこれは本来ならば国がもっと面倒を見なければならぬのですが。行政の努力を認めますが、本当に誠に申し訳ないのですが、1人でも取り残さないという点で、そういうことでお願いしたいと思います。

○矢口委員長 それでは、改めて挙手による採決にしたいと思います。議案第31号に対し原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(5名挙手(田中副委員長、吉田(千)委員、勝田委員、平岡委員、根本委員))

○矢口委員長 5名ですね。つぎに反対の方は挙手をお願いします。

(1名挙手(福田委員))

○矢口委員長 賛成多数であります。よって、議案第31号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり決しました。つぎに、議案第32号、令和6年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 予算書の296ページをお願いいたします。議案第32号、令和6年度土浦市介護保険特別会計予算につきまして御説明させていただきます。介護

保険の給付事業であります保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ127億7,492万2,000円で、対前年比3億9,880万8,000円、3.2%の増となっております。保険事業勘定の歳入から主なものにつきまして御説明いたします。予算書の302ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比6.2%の増でございます。つづきまして、304ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては保険給付費に対する国の負担分で、居宅サービス給付費の20%及び施設サービス給付費の15%が対象となります。前年度比2.7%の増でございます。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては国庫負担金の調整分で、国の示す交付率によるものでございます。前年度比9.1%の増でございます。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては介護予防日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の20%に調整金を加えた額が交付となります。前年度比19.9%の増を見込んでおります。3目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては包括的支援事業任意事業に対する交付金で、交付率は事業費の38.5%となり、前年度比0.1%の増を見込んでおります。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年度比11.9%の減を見込んでおります。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては市町村による予防、健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年度比3.8%の減を見込んでおります。つづきまして、305ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27%が支払基金から交付されるもので、前年度比2.9%の増を見込んでおります。1目地域支援事業支援交付金につきましては介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費の27%が支払基金から交付されるもので、前年度比15.2%を見込んでおります。306ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては保険給付費の県負担分で、居宅サービス給付費の12.5%と施設サービス給付費の17.5%が交付されるもので、前年度比3.2%増を見込んでおります。2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の12.5%が交付となるもので、前年度比19.0%の増を見込んでおります。1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては包括的支援事業任意事業に対する交付金で、事業費の19.25%が交付されるもので、前年度比0.1%

の増を見込んでおります。308ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては保険給付費の市負担分で、保険給付費の12.5%を一般会計から繰入れするもので、前年度比2.9%の増を見込んでおります。2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業につきましては地域支援事業、介護予防日常生活支援事業の市負担分で、12.5%を一般会計から繰り入れするもので、前年度比19%の増を見込んでおります。3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては地域支援事業、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の市負担分で、19.25%を一般会計から繰入れするもので、前年度比0.1%の増を見込んでおります。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減策として保険料、第1回保険料段階が第一段階から第三段階の方の保険料負担率を引き上げるため、一般会計から繰入れするもので、財源の内訳は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっており、前年度比15.1%の減を見込んでおります。5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては、介護保険事業に携わる職員の人件費に対する一般会計からの繰入金でございます。2節事務費繰入金につきましては、介護保険事業に係る事業費に対する一般会計からの繰入金でございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の不足分を準備基金から取り崩して充当するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。つぎに、歳出について御説明させていただきます。311ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険事業に携わる職員20名の職員人件費のほか一般管理事業として介護保険事務処理に係る電算業務委託料等の経費が主なものでございます。2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、賦課徴収事業として納付書郵送料や保険料の算定処理、口座振替処理等の賦課徴収電算業務委託料が主なものでございます。312ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費につきましては介護保険の認定審査会に係る経費で、介護認定審査会審査委員36名に対する報酬とペーパーレス化に伴うシステムの使用料が主なものでございます。2目認定調査等費につきましては介護保険の認定調査等に要する経費で、調査費4名及び事務職員3名の計7名の会計年度任用職員の報酬や主治医意見書の作成手数料、要介護認定調査委託料などが主なものでございます。11節役務費のうち、手数料は要介護認定に係る主治医意見書作成料となります。12節委託料につきましては、居宅介護支援事業所等への認定調査に伴う委託料が主なものでございます。314ページをお願いいたします。314ページ、2款保険給付費につきましては、保険事業勘定の95.1%を占めております。各種介護保険サービスの提供に要した経費として茨城県国民健康保険団体

連合会に支払う費用でございます。また、サービスにつきましては、国民健康保険団体連合会を通しましてサービス提供を事業費へ支払うものでございます。1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費をサービス提供事業者を支払う費用で、前年度比2.7%の増を見込んでおります。その二つ下、3目施設介護サービス費につきましては、要介護認定者が入所している施設において利用したサービス費用を施設事業者を支払う費用で、前年度比6.1%の増を見込んでおります。飛びまして、5目居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護認定者が入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入費用を10万円を限度に償還払いしたもので、前年度比6.2%の減を見込んでおります。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際の改修費、こちらについて償還払いをするもので、前年度比10.9%の増を見込んでおります。315ページをお願いいたします。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払う費用で、前年度比2.1%の増を見込んでおります。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用をサービス提供事業者を支払う費用で、前年度比1.5%の増を見込んでおります。316ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1と要支援2の方への各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援認定者が利用した介護予防サービス費用をサービス提供事業者を支払うもので、前年度比9.1%の減を見込んでおります。少し飛びまして、4目介護予防住宅改修費につきましては、要支援認定者が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際の改修費について20万円を限度に利用者に償還払いする費用で、前年度比35.7%の減を見込んでおります。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援認定者が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者を支払う費用で、前年度比1.3%の減を見込んでおります。317ページをお願いいたします。3項その他諸費、1目審査支払手数料につきましては、介護サービス費や介護予防サービス費等の介護保険給付費の請求、審査及び支払い業務の一部を委託している国民健康保険団体連合会に対する手数料の支払いで、前年度比4.5%の増を見込んでおります。318ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用、こちらが一定額を超えた場合、その超えた額について償還払いする費用で、前年度比7.4%の減を見込んでおります。下の箱になります。5項高額医療合算介護サービス等費、

1 目高額医療合算介護サービス費につきましては、1 年間の医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が一定額を超えた場合に超えた額について償還払いする費用で、前年度比 4.2% の減を見込んでおります。319 ページをお願いいたします。6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち、非課税世帯などの低所得者の方が施設に入所した場合の居住費、食費の自己負担分を軽減するための費用で、前年度比 2.7% の減を見込んでおります。つづきまして、320 ページをお願いいたします。3 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、日常生活支援総合事業となります。1 目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、緩和型の訪問サービスとして土浦市シルバー人材センター及び社会福祉協議会の委託料と要支援の方又は総合事業対象者が利用したサービス費用を国保連合会を通しましてサービス提供事業者に支払う負担金で、前年度比 21.7% の増を見込んでおります。2 目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業の対象者の方がサービスを利用する際のケアプランの作成費用について国保連合会を通して支払う負担金で、前年度比 30.2% の増を見込んでおります。一番下の箱になりまして、2 項一般介護予防事業でございます。こちら一般介護予防事業につきましては、一般介護予防事業を担当する職員の人件費のほか 321 ページに移りまして、介護予防啓発教室事業、介護予防セルフケアマネジメント支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費等で、高齢者の方々がいつまでも元気で介護が必要とならないようにするための事業に要する費用でございます。321 ページの下の箱をお願いいたします。3 項包括的支援事業の 1 目任意事業につきましては、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものであるようサービス内容の適正化、介護費用の適正化を図る介護保険適正化事業や施設入所者の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業。322 ページに移りまして、説明欄 4 段目の一人暮らし高齢者等への食事を配食し、安否確認を行う高齢者等在宅生活支援配食サービス事業、外出先での救急搬送や保護された時、緊急時の連絡先や警察消防等への情報提供を行う高齢者等見守りネットワーク事業など高齢者の見守りに係る事業の経費となります。2 目在宅医療介護連携推進事業につきましては、かかりつけ医や多職種との協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための治療に要する費用で、人生の最期まで住みながら我が家で暮らし続けることができるような地域づくりを行うための人件費及び市民向けの在宅医療や介護、看取りをテーマにした講演会を開催するほか多職種連携、研修会等の在宅医療、介護連携拠点事業に係る費用が主なものでございます。323 ページをお願いいたします。3 目の認知症総合支援事業費につきましては、認知症施策推進大綱に沿って共生と予防を両輪とした取組を進め、認知症になっても住み慣れた

地域で暮らしていけるよう、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することのできる体制の構築を図るための経費で、市内2か所で毎月開催予定である認知症カフェの運営の委託料や、地域包括支援センターうららと神立に設置してあります認知症初期集中支援チームの委託料等が主なものでございます。324ページをお願いいたします。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金利子及び決算剰余金等を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。325ページをお願いいたします。下の箱になります。5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、重層的支援体制整備事業として一般会計に移行となりました地域包括支援センター運営事業、介護支援ボランティア制度事業、生きがい対応型デイサービス事業、これらの事業に係る1号被保険者や2号被保険者が負担すべき部分について保険料や支払基金から交付金として介護保険特別会計の歳入になりますことから、一般会計に繰り出すものでございます。以上が介護保険特別会計の主なものでございます。

○矢口委員長 改めて127億円というこの大きな金額の重さを感じたところであります。それでは、質問ございますか。

○田中副委員長 一つ教えていただきたいのですが、316ページの介護予防住宅改修費として1件当たり20万円で、460万ぐらいになっているのはなぜ減っているのでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 保険の予算につきましては、いわゆる今までの経費の流れですとかそういうものを勘案しまして査定を受けて決めていくのですが、予防のほうというのはどうしても費用的には少ないです。どちらかというとな要介護ですので、要介護の方の住宅改修で314ページの方の住宅改修では、これほど上げていないのですが、300万ほど上げさせていただいております。住宅改修やいろいろなサービスもそうですけれども、要介護の方がこちらの介護住宅改修などに入りますので、その比率といたしますかバランス、そういうもので要支援の方は今までの実績の中では上限があまり多いほうではないので、増減が激しくなってくるものですから。今回の予算計上に当たっては減額という形でやらせていただいております、要介護のほうは増額という形で査定を受けております。

○福田委員 初歩的な質問で申し訳ないのですが、介護保険は今何歳から徴収しているのですか。

○刈山高齢福祉課長 介護保険の方は2号被保険者が40歳からになります。40歳から64歳の方につきましては、市のほうに直接保険料を納めていただくことではなくそれぞれ入っている保険、例えば国民健康保険の介護分ですとか社会保険で、我々もそうですけれども、我々が入っている共済保険のほうから介護分ということで引か

れています。市のほうでやらせていただいている65歳以上の保険料ということでやらせていただきまして、それぞれ歳入の中に支援金で入ってきたところがあるかと思うのですが、305ページです。支払基金交付金、こちらの方が40歳から64歳の方の保険料分で、土浦市で今回の予算ではいただきたいということでやっているところでございます。交付率が27%、全体給付費と地域支援事業と2項目に分かれているのですが、それぞれ27.5%をいただいているというような状況でございます。

○勝田委員 322ページの高齢者等配食サービスのシステムを教えてくださいか。

○刈山高齢福祉課長 こちらの事業につきましては、お食事のほうをお作りになるのがちょっと困難ですとか、そういう方の中でも御家族が高齢者だけの御家族で一人世帯でしたり、高齢者2人でしたり、そういったところの方について1食の負担400円ございますが、それらの方について委託でやっております。こちらのほうの大きくは安否確認というのもございますので、高齢者の栄養の確保と安全確認ということで、こちらのほうの事業もお弁当を業者のほうが直接持っていった時に安否確認ということで、御本人さんがきちんと受け取っていただく。お元気かどうかというのをその時に、変な話ですけれども、具合が悪いですとか不在であったりすると市のほうに通報が来まして、不在でこの方ちょっといませんよと。今日どうしたんですかというので連絡が入って、うちのほうで安否を確認するということもあります。

○勝田委員 利用者数はどのぐらいですか。

○刈山高齢福祉課長 令和4年度末で125人の方がいらっしゃいまして、食事数で3万5,595食、月平均で125人の方に提供してございます。

○吉田(千)委員 今のところの上の認知症サポーター養成事業なのですが、現在までどのぐらいの方がこのサポーターになっているのか、もし分かれば教えてください。そして、来年度はいつ頃にそれが開かれるのか、もし分かれば教えてください。

○刈山高齢福祉課長 令和4年度の実施状況でございますが、20回ほど講座をやりまして、受講者数が504人でございます。ちなみに今年度は市職員の方にやりましたので、もう既にここ2か月程度で500人程度、ちょっと正確に数字を持っていないので申し訳ないのですが、やってございます。その他小中学校のいわゆる校長会、副校長会の方に御説明を差し上げて、そこから認知症を御理解いただくというような事業をやってございます。ですので、もし町内会などでお集まりになるようでしたら、出前講座等もやってございますので、呼んでいただければ、日程を調整して講師を派遣いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 令和6年度の開催の日程について分かるようなものがあればということで。もし分からなければ改めて。

○刈山高齢福祉課長 6年度はまだ日程等はございませんので、この後調整していく形になります。

○吉田(千)委員 あと一つ教えてください。320ページの介護予防生活支援サービス事業の中の緩和型訪問サービス事業委託料はシルバー人材にというようなお話があったかと思いますが、この事業緩和型はどのような事業をされるのか、お分かりになれば教えてください。

○刈山高齢福祉課長 こちらにつきましては、いわゆる家事援助サービスでございまして、ボランティア等で家事援助サービスができるような人材を育成しまして、その育成された方をシルバー人材センターや社会福祉協議会に御登録をいただきまして、家事援助サービスとして調理や買い物、掃除の代行、こちらは要支援や要介護の方にもございますけれども、そこまではいかないのですが、ちょっと不便を感じているという方が日常生活支援総合事業の対象となります。

○吉田(千)委員 そうしますと、家事援助に当たっていただく人材をこちらで育成をして、その方々がシルバー人材等に名前を出していただいて、必要な方が手を挙げたところで派遣をするという流れでよろしかったですか。

○刈山高齢福祉課長 説明不足で申し訳ございません。シルバー人材センターと社会福祉協議会には元々そういう方がいらっしゃるの、そういう事業を始めていただいたというところでございまして、それについて今度それを周知して提供を受ける方も増えていきますし、提供していく側も増えていくということになります。そういったところで人材育成をして、そういう方が今度はボランティアではなくてきちんとした事業提供ということでやっていただくというような形をとってございます。

○平岡委員 322ページに成年後見制度支援事業というのがあるのですが、実は私の娘も市から委託されて何人か成年後見させていただいているのですが、実際どのような方が何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。数字で申し訳ないのですが、分かる範囲で結構でございます。

○刈山高齢福祉課長 成年後見制度につきましては、いわゆる市長申立というものを高齢者に対してやっております。この市長申立というのは、いわゆる成年後見人を申立をしていただく親族のいない方ですので、例えば病院のほうに入院されて、いわゆる保証人の方がどなたもいらっしゃらない、退院に向けての調整をしましよと言っても誰もいらっしゃらないというような時に、ワーカーさんのほうから市の包括支援センターや後見センターに相談がございまして、その方の親族調査をやっていきます。公用でいろいろなところに親族いませんかということで出すわけですので、戸籍でその方をずっと追っていくものですから、かなりの時間が当然かかってしましまして、親族の多い方ですと1年以上、親族5人ぐらいてもう半年ぐらいかかりますでし

ようか。それで、後見にとりあえず申立、この方の親族ですよということ、そこから始まって、こういう状態なのでなっていただけではないか。それをやっていただけではないのであれば、いわゆる後見人の申立をしてもらえないかというのを、そこを潰していつからでないところにはできないものですから。そういうところでやらせていただいております。年間大体4件から5件程度はやっておりまして、今も継続でやっている方、相談を受けてる方がいらっしゃいます。今抱えているのは2件でございまして、今年度中にはちょっと難しいかなということでやっております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」)という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、それでは、採決をいたします。議案第32号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」)という声あり)

○福田委員 介護保険は国のほうでこの社会保障、広く負担を願うということで多分始まったと思います。春闘が行われていますが、回答も大きな会社だけなのですね。中小零細が日本の企業全体の7割を占めているのですが、ここがまだ僅かなのです。私は執行部の皆さんの様々な努力を本当によく分かっておりますけれども、一人の市民も取り残さないということで、この件については申し訳ないのですが、反対をしません。

○矢口委員長 福田委員から反対の表明がありましたので、挙手による採決を行いたいと思います。議案第32号は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(5名挙手(田中副委員長、吉田(千)委員、勝田委員、平岡委員、根本委員))

○矢口委員長 賛成は5名です。つぎに、反対の方は挙手願います。

(1名挙手(福田委員))

○矢口委員長 賛成多数であります。よって、議案第32号、令和6年度土浦市介護保険特別会計予算は賛成多数により原案どおり決しました。つぎに、議案第41号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)を議題といたします。資料は事前配布資料の第39号～第44号をお開きください。執行部より御説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案書の54ページをお願いいたします。議案第41号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について御説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ575万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を143億5,615万9,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、59ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県補助金、2節特別交付金の説明欄1項目、特別調整交付金につきましては、そのほか特別の事

情がある場合の交付基準に該当した負担金、歳出の傷病手当金の申請額の確定に伴い減額補正するものでございます。6款財産収入、1項、1目利子及び配当金につきましては、国保財政調整基金積立金の利子の見込み額により増額補正するものでございます。7款繰入金、1項、1目、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減分を県と市で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。減額の主な要因といたしましては、対象被保険者の減少が見込みより大きかったものでございます。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分につきましては低所得者が多い国民健康保険の支援分として国、県、市で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。3節保険基盤安定繰入金、未就学児均等割軽減分につきましては未就学児に係る均等割保険税の5割軽減分の支援分として国、県、市で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。8節産前産後保険料繰入金につきましては出産に係る被保険者の産前産後期間における所得割及び均等割保険税軽減分として国、県、市で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。2項基金繰入金、1目、1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の歳入と歳出の差額を財政調整基金繰入金で調整するものでございます。9款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節現物給付及び2節現金給付分につきましては令和5年度に第三者行為の訴訟が終了しないため、減額補正するものでございます。つづきまして、歳出でございます。60、61ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目、12節委託料につきましては、交通事故による第三者行為の訴訟に関する市の顧問弁護士委託料でございます。こちらにつきましては、令和5年度中に和解ができなかったため、減額補正するものでございます。2款保険給付費、6項傷病手当諸費、1目、18節負担金補助及び交付金につきましては、被用者が新型コロナウイルス感染に患った場合に生活保障として傷病手当金を支給しているものでありますが、適用期間が延長されないことから対象者の増加はないため、減額補正するものでございます。5款保健事業費、1項、1目、22節償還金利子及び割引割引につきましては令和4年度の実績報告に基づき当該負担金の額が確定し、超過交付により返還が生じたため、増額補正するものでございます。6款基金積立金、1項、1目、24節積立金の財政調整基金の積立金につきましては、国保特別会計から基金会計へ国保財政調整基金利子分を支出するための増額補正するものでございます。7款諸支出金、1項、6目災害臨時特例補助金償還金、22節償還金利子及び割引につきましては、令和4年度の実績報告に基づき当該補助金の額が確定し、超過交付により返還が生じたため、増額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただいまの説明について、御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第41号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 よって、議案第41号、令和5年度土浦市国民健康保険特別会計補正(第4回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第42号、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案書の62ページをお願いいたします。議案第42号、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について御説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ766万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額22億9,073万9,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、67ページをお願いいたします。3款繰入金、1項、1目、1節事務費繰入金でございます。説明欄の一般事務費繰入金につきましては消費税申告分の増額があったため、増額補正するものでございます。2目保険基盤安定繰入金でございます。説明欄1項目、保険基盤安定負担金、低所得者の保険料軽減分繰入金につきましては低所得者の保険料軽減分を公費で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。また、説明欄2項目の同負担金、被用者保険被扶養者の保険料軽減分の繰入金につきましては後期高齢者医療制度加入前に会社の社会保険等の健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り保険料が軽減となり、その分を公費で負担するための繰入金で、額の確定により増額補正するものでございます。3目保健事業繰入金でございます。保健事業繰入金につきましては健康診査業務委託金の歳入を特別会計から一般会計と入金先を変更したため、保健事業繰入金として健康診査業務委託金の歳入分を増額補正するものでございます。5款諸収入、4項、1目雑入でございます。後期高齢者健康診査業務委託金につきましては特別会計から一般会計と入金先を変更したため、減額補正するものでございます。つづきまして、歳出でございます。68ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目一般管理費でございます。補償補填及び賠償金につきましては、平成30年度から令和4年度までの消費税未申告分により無申告加算税及び延滞税が発生したものです。公課費の消費税といたしまして過年度分の後期高齢者健康診査業務委託金に係る消費税が発生し、合わせて86万9,000円の増額補正をするものでございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。後期高齢者医療保険基盤安定納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減に係る

公費負担分を広域連合に納付するもので、額の確定により減額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第42号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号、令和5年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第43号、令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書の69ページをお願いいたします。議案第43号、令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）につきまして、御説明させていただきます。今回の補正につきましては、令和5年度収支の見込みに基づきそれぞれの予算科目において増減を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,895万4,000円を追加し、予算の総額を127億1,255万6,000円とするものでございます。それでは、議案書74ページをお願いいたします。74ページが歳入でございます。歳入について御説明させていただきます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料につきましては収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことから減額し、2節現年度分普通徴収保険料につきましては収入見込みが当初見込額を上回ることが見込まれたことから増額するものでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、国の交付決定に基づき増額するものでございます。2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、国の交付決定に基づき増額するものでございます。4目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災による避難指示区域からの避難者の介護保険料軽減分に対する国からの補助で、国の補助額が示されたことから増額するものでございます。5目保険者機能強化推進交付金につきましては市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、国からの交付額の内示がありましたことから減額するものでございます。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては市町村による予防健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、国から交付額の内示がありましたことから減額するものでございます。4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料で、支払基金の内示額に基づき減額するものでございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付

費負担金につきましては、県の交付金交付決定に基づき増額するものでございます。75ページをお願いいたします。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては介護給付費準備基金の利息で、科目計上のみであったことから増額するものでございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金につきましては当初の見込みよりも保険給付費が上回るが見込まれたことから、増額するものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、国、県の交付決定に基づき増額するものでございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料収入や国、県支出金等が歳出に対し不足する場合、基金を取り崩して充当するもので、今回歳出に対し歳入が不足することが見込まれたことから増額するものでございます。9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことから減額するものでございます。2項雑入、1目第三者納付金につきましては収入見込額が当初見込額を上回るが見込まれたことから、増額するものでございます。2目返納金につきましては介護給付費等の返還金でございまして、返還額に合わせて増額するものでございます。つづきまして、歳出について御説明いたします。76ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては当初の見込額を上回るが見込まれたことから、増額するものでございます。3目施設介護サービス給付費につきましては当初の見込額を上回るが見込まれたことから、増額するものでございます。9目地域密着型サービス給付費につきましては当初の見込額を上回るが見込まれたことから、増額するものでございます。4項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス費につきましては当初の見込み額を下回ることが見込まれたことから、減額するものでございます。77ページをお願いいたします。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては基金運用利息や第三者納付金、介護給付費返還金等を基金に積立てするもので、当初の見込額を上回る見込みであることから、増額するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第43号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号、令和5年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第3回)は、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託されました議案等の審査を終了いたしました。執行部からほかに何かございますか。

○武井国保年金課長 先ほどお配りしました県内の市の間ドックの補助事業の状況というものでございますが、左側に32市ございます。実際のその補助金の額については右枠からの2番目補助金というところですが、これを見ていただきますと、それぞれ金額が異なってございます。土浦市は3番目ということで色が染めてありますが、この中で一番補助額が大きいのが14番目の取手市でして、一般の間ドックが2万4,500円で、脳ドックが3万5,000円というような形になっております。近隣ですと、16番目のつくば市は一般の間ドックが1万7,500円、脳ドックが2万5,000円ということで、それぞれ市によって補助している額は異なっているような状況でございます。もう一つですが、データヘルス計画でございます。こちらの12ページをお開き願いたいと思います。先ほど勝田委員さんからございましたが、検診の受診率ということで、真ん中に特定健診医診査の受診率の推移ということで、平成30年度から令和4年度までの受診率を示しているものがございます。令和4年度で36.4%ということでおおむね県の平均が大体35%ぐらいですので、大体その辺りを推移しているような状況でございます。

○羽生保健福祉部長 あと1点、先ほど後期高齢の特別会計のところ吉田委員のほうからハイリスクアプローチの御質問がありまして、私のほうでお答えしたところだったのですが、今回高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をすると。介護予防も含めた一体的実施ということで、元々抽出するのが医療機関の受診がない方で、なおかつ介護認定も受けていないという方を抽出して、アプローチしていくという事業になっております。

○矢口委員長 資料の御提出と御説明ありがとうございました。委員の皆さんから執行部に対して何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。